

(様式第2号)

会 議 録

会 議 の 名 称	第10回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和5年7月14日(金) 午後1時30分から午後2時15分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第 10 回 島本町 農業委員会 議事録

1. 日 時 令和 5 年 7 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 15 分

2. 場 所 島本町役場 3 階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ① 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ② 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について
- ③ 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について

【審議】

- ① 農地法第 5 条の規定による許可申請書について

【その他】

- ① 島本町農業経営基盤強化促進基本構想 改正案について
- ② 農業委員の任命について

4. 出席者

(委 員)

会長	大西 義雄	会長代理	西田 尚弘	委員	井上 謙一
委員	小川 良子	委員	柏原 縁	委員	木村 修
委員	清水 正純	委員	下村 清次	委員	高山 一郎
委員	田中 幸造	委員	中村 清司	委員	藤原 弘
委員	好本 勲				

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	参事	内山 蔵人
担当	大森 隆雄				

5. 欠席者 0名

6. 傍聴人 4名

農業委員会会長

大西 義雄

<p>事務局</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、着席にて進行をさせていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、報告案件が5件、審議案件が1件、その他が2件となっており、事前に資料は郵送をさせていただいております。</p> <p>開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。</p> <p>このメンバーでの委員会は、今日が最終というふうに聞いております。最後にご挨拶させていただくということにしたいと思っております。</p> <p>梅雨末期で北九州並びに、ずっと日本海側、大雨で豪雨になっております。また、東北もかなり心配されているといった状態でございます。テレビのニュースを見てると、かなり水田なんか浸かっているということで、農業されてる方、ちょうど田植え終わってそこそこ成長したとこで、あのような状態になったということは、農業意欲をなくすんだと、大変、担い手の問題が出る中で、ますます日本の農業の担い手不足は深刻になるんじゃないかなというふうに懸念をしているところでございます。</p> <p>いろんなことで、日本の農業が担い手がないということで、1つ得られているのは、集約化、農地の集約化ということで、先だって5月の農業委員会で高浜も提起されてますように、ああいう形で法人なり個人なりが、農業を続けられないといった人方の農地を集めて農業を担っていくという方法を農林水産省なり国は推奨しているところでございます。こういうことをしなかったら、農地を農地転用したり、原野に戻ってしまったりということになるわけです。</p> <p>もう1つは、5月の農業委員会で言われましたように、農地法第3条、これにまつわるもので、下限面積、これを撤廃する、これは国会で決定されてまして、この4月1日から施行されております。ですから、今まで島本町の場合でしたら、20aの農地を持つてる人しか、次の農地を取得することができなかったということで、当然、限られてきますよね。そうすると、ますます農地の遊休農地が増えてくるといったことから、いろいろ問題があるんですけども、国の方は、えいやで、今すぐ農地がなくても、農業をやる気のある人はやってくださいということで、下限面積を撤廃しました。それに伴う法律は、これは4月1日から施行されてます。農地の拡充は、誰もできるということじゃないんですよ、条件があるので、その辺は、また新しい農業委員さんで、島本町としてはどういうことをしたらえ</p>

	<p>えかということを決めていただけたらいいと思います。</p> <p>今までできなかったのは、農地が同時に使われるとか、細切れになってまうということで、また何か使うときに使いにくいとか、いろんな問題があって選べなかったんですけども。私も、今年の農業会議のときに、下限面積撤廃に係る問題について、大阪府代表として言うてくれということで、島本町農業委員会会長ということで、全国の農業会議に言わせていただいたの覚えてるんですけどね。そういうことがあったんですけど、これがいいということはないんですけども、こうやってみようと、要するに担い手がいないということから、そうすることによって労働者以外の人も農地で使えると、担い手ができるということで、表裏はあるんですけども、そういうことになっておりますので今後よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>冒頭の挨拶、長くなって申し訳ございませんけど、今日は交付関係が5件、審議案件が1件、その他になりますので、最後の委員会ということで積極的なご意見等々お願ひして、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>大西会長ありがとうございました。</p> <p>本日は、任期満了の最後の農業委員会でございますので、町長が出席しております。</p> <p>それでは山田町長より、ご挨拶をお願ひいたします。</p>
町長	<p>皆さん、こんにちは。山田でございます。</p> <p>本日は、第10回の島本町農業委員会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>平素は、本町の農業情勢をはじめ、町政各般にあたりまして、皆様方のご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>本日は、任期満了前の最後の農業委員会ということでございます。農業委員の皆様には、この3年間、本町の農業振興に寄与する取組にご尽力をいただきました。また、日々の農地パトロールをはじめ、農地を保全する様々な取組みには大変なご苦労があったかと思ひます。この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。</p> <p>さて、令和5年においては、先ほど大西会長の話にもありましたように、農地の集約化等を進めるとともに、担い手の確保・育成を図ることが必要であるという考えのもと、農業経営基盤強化促進法などの農地関連法案が改正をされました。この改正によりまして、農業委員会は農業者の現在、置かれている状況や、今後の農業経営に関する意向を把握するとともに、これらの意向に基づいた目標地図を作成し、また市町村は、その地図</p>

	<p>を基に地域における農業のあり方や、農地の統一化かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画の策定を行うことが義務化をしました。このほか、これまで農地取得時に求められていた、下限面積が廃止されたということでございます。このようにですね、農地を取り巻く環境はめまぐるしく変化をしております。現職の農業委員の皆様におかれましては、今回の農業委員会において任期満了迎えることとなりますが、本町では、新たな体制下の農業委員会においても、地域に根ざした担い手への農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化活動の推進に加え、刻々と変化する農業を取り巻く情勢に対応すべく、関係機関と連携し持続可能な農業経営に向けた農業振興の発展に邁進していく所存でございます。</p> <p>皆様におかれましては、今後も本町の農業振興について、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>結びになりますが、本日、ご会参加の皆様方の今後ますますのご活躍、ご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、町政に対しまして、今後より一層のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本当に3年間ありがとうございました。本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>町長ありがとうございました。</p> <p>町長につきましては、他の公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(町長退席)</p>
事務局	<p>それでは、会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員13名中、出席委員13名であり、会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことを報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の傍聴者はいませんか。</p>
事務局	<p>傍聴者が4名おられます。</p>
議長	<p>議案に入ってください前に、委員会の傍聴者の申し出がございましたが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議がないようでございますので、傍聴を認め入室に許可します。 それでは、議案に入ります。報告案件は5件ございますが、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届け出で、相続より権利を取得した案件として、報告案件①の1件をご報告をさせていただきます。</p> <p>本件は、高浜1丁目が2筆、高浜2丁目が2筆の計4筆、農地について相続があり、所有権が移転された旨の届け出でございます。</p> <p>以上が、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございました。</p> <p>続きまして、6ページをお開きください。</p> <p>ここからは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、市街化区域内農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、報告案件②～④の3件をご報告させていただくものでございます。</p> <p>本件は、桜井4丁目の合計2筆の農地について転用の届出が提出されたものでございます。共同住宅の建設のための転用となっております。なお、当該土地は、換地処分を行うため7ページ～8ページに従前地図と仮換地位置図を掲載しております。</p> <p>続きまして、11ページをお開きください。</p> <p>本件は、桜井4丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。共同住宅の建設するため転用する予定となっております。13ページに従前地図と仮換地位置図などを掲載しております。</p> <p>続きまして、15ページをお開きください。</p> <p>本件は、桜井2丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。共同住宅の建設のための、転用する予定となっております。17ページ従前地図と仮換地位置地図を掲載しております。</p> <p>以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございました。</p> <p>続きまして、19ページをお開きください。</p> <p>ここからは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するので、報告案件⑤の1件をご報告させていただくものでございます。</p> <p>本件は、桜井2丁目の3筆の農地について、転用届出が提出されたものでございます。転用目的は、共同住宅となっております。20ページと22ページに、従前地図と仮換地指定図を掲載しております。</p> <p>以上が、農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございました。</p>

	<p>以上、各報告案件についてご説明をさせていただきました。</p> <p>簡単ではございますが、事務局の報告は以上でございます。なお、これまでもご説明させていただいておりますが、個人情報の観点から個人情報の取り扱いに関しましては十分ご注意くださいよう改めてお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>それでは、農地法第3条、農地法第4条、農地法第5条と3つ出ておりますので、まず、農地法第3条、1番目、1ページ、これについて何か、これは地区は高浜地区でございますので、西田委員何かありましたら。</p>
委 員	<p>この件は相続に関係しますので、特に申し上げることはありません。</p>
議 長	<p>ということでございます。何かございますでしょうか。</p> <p>このまま、相続して農業を続けるということでございます。問題ないですね。報告を受けたことでございます。</p> <p>2番、3番、4番が農地法第4条の届出にあたり、農地所有者が農地転用して、ほかに使うといったものでございますが、これにつきまして何かご質問等がありましたらお受けいたします。全て市街化区域での届出でございます。</p> <p>■■■■委員、何かありますか。土地区画整理事業のところ。</p>
委 員	<p>地図でいきますと、桜井3丁目の今の開発の地域ということで、各個人の方が、仮換地されている、もし換地されるような状況で同意されるようなことになるんですけども、その間にこういう申請が出て、自分ところの土地をどういうふうに出していくかという形で、マンションを建てたり、あるいは共同住宅建て、そういう項目で各個人でやってられるような分で、組合としてもそこまで管理することはないと思います。そういう形で、今、考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。特に問題がないということでございます。</p> <p>それでは、5点目の農地法第5条にかかる問題、何か。</p> <p>桜井2丁目ですね。共同住宅を建設されるということですね。</p> <p>よろしいですか。そうしたら一括して1、2、3、4、5番のことで、何かご質問ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結し報告を受けたものといたします。</p> <p>続きまして、審議案件1について審議に入ります前に、本件は西田委員に関わる議案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■■■■委員は議事参与が制限されますので、■■■■委員は、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(■■■■委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは■■■■委員には一時退席いただきました。</p> <p>それでは、事務局から内容についてご説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、審議案件①「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明をさせていただきます。</p> <p>資料の25ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、市街化調整区域内の転用のため大阪府知事宛の申請書となっております。場所は、高浜1丁目の1筆の一部で、地番、地目、面積、貸主、借主はご覧のとおりとなっております。</p> <p>農地区分は、申請農地からおおむね300m以内に阪急水無瀬駅があるため、3種農地と判断いたしました。転用理由につきましては、令和5年5月16日付で、経営基盤強化促進法に基づき島本町が利用権を設定いたしました隣接農地におきまして、非設定人がイチゴのハウス栽培や、野菜の露地栽培を行うにあたり、必要な施設である耕作従事者用の休憩室、更衣室、便所、倉庫などを設置するためのものがございます。</p> <p>なお隣接農地など利用権につきましては、令和5年5月15日に開催された、前回の第9回農業委員会にて承認を受けたものでございます。</p> <p>次に添付資料について確認してまいります。</p> <p>28ページが、申請地の登記事項証明書でございます。29～30ページが位置図と公図で、29ページの真ん中にある赤で囲った箇所が、事業の予定区域でございます。31ページ～32ページが配置図、33ページ～35ページが借主の預金残高で、当事業を実行できる資産を有しているかどうかを確認を行うため、提出を受けたものでございます。36ページ～42ページが、法人登記事項証明書及び定款でございます。次に43ページが、高槻市東部土地改良区の意見書となっており、本土地改良区の事業計画の上に差し支えないと意見をいただいております。44ページは、水利組合と調整を行い、取水及び排水について同意を得たことを証する書</p>

	<p>面でございます。46ページは工事計画書で、47ページが地積測量図でございます。48ページ～51ページまでが、農業用倉庫に関する資料でございます。52～55ページが露天駐車場に関する資料でございます。</p> <p>最後に、56～81ページまでは、大阪府から許可を受けた開発許可不要証明書の申請書関係となっております。また、その中の66ページ～77ページが、青年など就農計画認定申請系関係の書類となっております。当事業者が認定新規就農者と認定されていることが確認できます。</p> <p>資料に関する説明は以上でございますが、本案件につきましては、市街化調整区域内の農地転用でございますことから、大阪府知事の許可案件となっております。そのため農業委員会で承認をいただいたあと、大阪府農業会議の常設審議会に意見聴取を行いまして、本農業委員会の意見を添付いたしまして、大阪府に申請書を送付いたします。</p> <p>なお、事前に大阪府農業会議、常設審議会の事前連絡会におきまして、当案件につきまして大阪府農業課へ説明しておりますが、特に異議はないということで、現時点はいただいております。</p> <p>長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。前回5月の農業委員会第9回農業委員会で、農地集約に出てきた問題の続きですよね。</p> <p>この件につきまして、申請があった地区は、好本委員の担当地区となっておりますので、好本委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>この件ですが、事業規模に対しての転用面積ですね、建物、駐車場等を過不足なく妥当なところだと地元としても判断いたしました。それ以外については、事務局の説明どおりで特に補足することはありません。</p> <p>以上です。</p> <p>皆さん方から、何かご質問等ございましたら、お受けいたします。</p> <p>要するに、前は農地をしたと、今回は農地伴うところ駐車場とか事務所とか、そういうものを整備するといったことになるわけでございます。だから、5条申請ということやね。なお、先ほど事務局が言っていましたように、ここで決められても大阪府の農業会議の常設審議委員会、ここで最終的な審議されて、知事案件でございますので、諮問されて出すということですけども、私も常設委員を長い間やりましたから、この件については非常に問題はないというふうに確信いたします。</p> <p>事務局、私から質問してよろしいか。</p>
議 長	
委 員	
議 長	

<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議ないものと認め採決をします。 「農地法第5条の規定による許可申請書について」許可することに承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。挙手全員により、本案件は承認いたします。 それでは、■■■■委員の議事参与制限を解除いたします。</p> <p style="text-align: center;">（■■■■委員 着席）</p>
<p>議 長</p>	<p>■■■■委員に報告いたします。退席いただきました案件は、適切であると認められましたのでご了知ください。 それでは、その他の案件に入ります。「島本町農業経営基盤強化促進基本構想（改正案）について」事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、その他①「島本町農業経営基盤強化促進基本構想（改正案）について」ご説明をさせていただきます。 それでは、83ページをお開きください。 本件につきましては、令和5年6月に大阪府農業経営基盤強化促進基本方針などの改正がなされたことを受けまして、大阪府より各市町村が策定しました農業経営基盤強化促進基本構想に、①農業を担う者の確保及び育成に関する事項、②といたしまして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項。③番といたしまして、地域計画の協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準などを追記するように指示がございました。それを受けまして今般、島本町農業経営基盤強化促進基本構想を大阪府の意見なども参考に議案書のとおり、改正案を作成をいたしました。 当改正については、農業委員会の意見を聴取するとなっていることから、当委員会においてご意見を頂戴したいと考えております。 なお下線が引かれた赤色の箇所が今回追記したところで、取り消し線が引かれている赤色の箇所は、改正に伴い不要となったものでございます。特に、96ページ～100ページにかけて記載されております。農地利用集積円滑化事業については、廃止となったことから、関係条文について原</p>

	<p>則全て不要としております。</p> <p>なお、追記した箇所につきましては、本日お配りしました「経営基盤強化促進方法の追加資料をご覧ください。この資料の1-1と書いてる分でございます。本日お配りした資料の1-1ですね。こちらは、大阪府から当構想について示された記載の考え方などの資料でございます。</p> <p>前段は改正の経緯や国の方針が掲載されております。</p> <p>17ページをお開きください。資料1-1の17ページをお開きください。そこから21ページまで緑のマーカとなっている箇所の文案を参考に、府の方針及び本庁の構想に則り、修正・追記したものが今回の改正案でございます。</p> <p>簡単ではございますが、その他①、「島本町農業経営基盤強化促進基本構想改正案」の説明は以上でございます。</p> <p>当改正につきまして、委員各位から何かご意見がございましたら、よろしく願います。</p>
議 長	<p>非常に分かりにくかったと思いますけども。何か、事務局の説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見をお受けしたいですけども、このページをゆっくり言いましょうか。</p>
委 員	<p>事務局にお伺いしますけれども、この構想案は今どの段階であって最終的にいつまでに、どのように決まっていく構想案の内容でしょうか。</p>
事務局	<p>それにつきましては、また先ほど配付いたしました、資料1-1、こちら見ていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>こちらに関しましては、基本的に大阪府が主導で、大阪府の基本方針というものが、最初にあって、それに基づいて今回の構想の方が改正されるような状況でございます。</p> <p>スケジュールといたしましては、資料1-1の一番下のところが、スケジュール、おおまかなスケジュールとなっております、細かいスケジュールに関しましては、開いていただいて3ページ、3ページの左のほう、令和5年7月のところ、市町村というところに、JA、農業委員会意見聴取と記載されてると思います。</p> <p>今回、今、農業委員会では意見を求めているのは、3ページにあります市町村の農業委員会の意見聴取というところの部分でございます。農業委員会、今回の審議で決まるわけではなくて、あとはJAさんの意見の聴取、さらにもう1回、大阪府につなげまして、大阪府の審議とか精査を受けまして、最後に知事の協議を受けて、改正公告という形になっておりますので、今は、これで決まるというわけじゃなくて、前段階の意見聴取という</p>

	<p>段階でございます。スケジュールに関しましては、3ページのとおりで進んで行く形でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>いいですか。よろしいか。</p> <p>ほかに何か、何でも分からん点がありましたら、聞いていただけますか。</p>
事務局	<p>恐れ入ります。今、申し訳ないです、事前にお配りしてたらよかったですけれども、当日、これだけ分厚い資料を渡されてもすぐに意見が出ないということもあると思いますので、まだスケジュール的にまだ少し余裕がございますので、もし後日、今は意見がないという方でありましても、後日、意見が出てきたということがありましたら、私、事務局までに申し伝えていただければ、案として府にはこちらから投げかけますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。あと、読まれて分かりにくい点等々があったら、事務局へ聞いていただくと、最終的にまだ決定ということになりませんので、ほかの機関との調整がありますので、それでよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>この件は終了したいと思います。</p> <p>では、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。</p> <p>それでは、ここで議長解任させていただきます。</p>
事務局	<p>恐れ入ります、委員の任命のほうか。</p>
議 長	<p>失礼いたしました。</p> <p>それでは案件②に入ります。農業委員の任命について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大変失礼いたしました。</p> <p>農業委員の任命について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>本年3月に委員の募集を行いまして、定数14名に対して団体による推薦が11名、個人での応募が3名、計14名を受付いたしました。</p> <p>5月8日に島本町農業委員候補者選考委員を開催し、14名を候補者として選考をいたしました。その後、6月26日の町議会での同意を得られ</p>

議 長

ましたことから、来週、7月20日付けで町長が農業委員に任命をいたします。同日の農業委員会で会長及び職務代理の選出を行う予定でございます。

委員の交代に伴いまして、今回で退任される委員の皆様につきましては、農業委員章を、後ほどご返却をお願いいたします。引き続き委員に任命される方でバッジをお持ちでない方は、事務局までお申し付けのほうをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

ただいま事務局から説明があった件について、委員の皆さんからご質問等ありましたらお受けいたします。

特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。

では、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

それではここで議長解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

なお本日が、現在の農業委員の皆様を開催する最後の農業委員会となりますので、任期満了にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、最終の委員会に際しまして、ご協力いただきまして委員の皆さん、あるいは事務局の皆さん、ありがとうございました。

このたび任期満了に伴い、約半数の委員ですが退任することになりました。本当にご苦労様でございました。

これまで、委員並びに事務局の多くの方々に支えていただき、無事職務を遂行できたことを大変、感謝する次第でございます。

私は、委員として6期そのうち会長のみ、または大阪府の常設委員を2期務めさせていただきました。特に印象に残っているのが、桜井西側の区画整備事業に伴う農業委員会の取り組みでございます。

また島本町に、他の市町村にないファミリー農園の拡大と実存充実をしてきたと。また、他の市町村から遅らせながら、生産緑地の導入これをさせてくださいと。また、農林業祭の思い出など脳裏にすところでございます。おかげ様で、皆様のご協力により、大過なく仕事ができました。本当によかったと思っております。その上、令和3年秋の叙勲で、大阪府の推薦により、天皇陛下より、旭日単光章を受賞したことは、皆様のご支援、ご協力と厚く感謝しているところでございます。

今後は農業をしながら、残りの人生を有意義に過ごしていきたいと思っております。大変お世話になり感謝しております。

結びになりましたが、皆様の健康と新役員の活躍による島本町農業委員会が、ますます発展し農業者を初め住民から信頼されることを祈念いたし

事務局	<p>まして、最後のご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>皆様も、これまでの本委員の円滑な運営に多大なるご支援とご協力を賜りましたことを、事務局から厚く御礼申し上げます。</p> <p>皆様におかれましては、今後とも島本町農業委員会及び本町の農業施策にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして第10回島本町農業委員会を閉会いたします。改めて3年間、誠にありがとうございました。</p>
------------	--